

平成21年(ル)第23号

## 債権差押命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり  
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し、弁済をしてはならない。

平成21年3月25日

高松地方裁判所観音寺支部

裁判官 辻井由雅

これは正本である。

平成21年3月25日

高松地方裁判所観音寺支部

裁判所書記官 中村玄介



(民事執行法155条1項)

金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

## 当事者目録

〒 [REDACTED] 埼玉県[REDACTED]

### 債権者 [REDACTED]

(送達場所)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目19番5号

虎ノ門1丁目森ビル2階

あおい法律事務所

債権者代理人弁護士 荒井哲朗

同 弁護士 白井晶子

同 弁護士 太田賢志

〒 [REDACTED] 香川県[REDACTED]

### 債務者 [REDACTED] こと [REDACTED]

〒760-0050 香川県高松市亀井町6番地1

第三債務者 株式会社香川銀行

上記代表者代表取締役 遠山誠司

(送達場所)

〒768-0022 香川県観音寺市本大町1573-1

株式会社香川銀行観音寺東支店

〒760-0050 香川県高松市亀井町5番地の1

第三債務者 株式会社百十四銀行

上記代表者代表取締役 竹崎克彦

(送達場所)

〒768-0022 香川県観音寺市本大町字井手南1582番地1

株式会社百十四銀行観音寺東部支店

## 請求債権目録

東京地方裁判所平成20年(ワ)第31802号損害賠償請求事件の執行力ある  
第3回口頭弁論調書(被告■関係判決)正本に表示された下記金員及び執行費用

### 記

1 元 本	金100万円
ただし、判決主文第1項記載の金429万円の内金	
2 執行費用	金8190円
(内訳)	
本申立手数料	金4000円
本申立書作成及び提出費用	金1000円
送達費用	金2740円
執行文付与申立手数料	金300円
送達証明申請手数料	金150円
合 計	金100万8190円

## 差押債権目録

(第三債務者 株式会社香川銀行分)

金50万8190円

ただし、債務者が第三債務者株式会社香川銀行（観音寺東支店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権にして、下記記載の順序により頭書金額に満つるまで。

### 記

#### 1 口座の表示：円貨建普通預金口座

口座名義人 [REDACTED] または [REDACTED]

#### 2 差押の順序等

(1) 差押えや仮差押えのない預金とある預金があるときは、次の順序による。

ア 先行の差押えや仮差押えのないもの

イ 先行の差押えや仮差押えのあるもの

(2) 預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付けられた番号の若い順序による。

(3) 差し押さえる普通預金の時的範囲：本命令送達の時に存在する預金及び同日を含む3営業日が経過するまでに、上記口座に受入れた金員によって構成される預金。

(4) 元本受入れ時期の前後によって順序を付する必要があるときの順序：元本の受入れ時期の早いものから（頭書金額に満つるまで）。

## 差押債権目録

(第三債務者 株式会社百十四銀行分)

金50万円

ただし、債務者が第三債務者株式会社百十四銀行（観音寺東部支店扱い）に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権にして、下記記載の順序により頭書金額に満つるまで。

### 記

#### 1 口座の表示：円貨建普通預金口座

口座名義人 [REDACTED] または [REDACTED]

#### 2 差押の順序等

(1) 差押えや仮差押えのない預金とある預金があるときは、次の順序による。

ア 先行の差押えや仮差押えのないもの

イ 先行の差押えや仮差押えのあるもの

(2) 預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付けられた番号の若い順序による。

(3) 差し押さえる普通預金の時的範囲：本命令送達の時に存在する預金及び同日を含む3営業日が経過するまでに、上記口座に受入れた金員によって構成される預金。

(4) 元本受入れ時期の前後によって順序を付する必要があるときの順序：元本の受入れ時期の早いものから（頭書金額に満つるまで）。